



長野県報

4月10日(月)
平成18年
(2006年)
第1751号

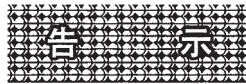
目次

告示

| | |
|---|---|
| 県税条例に基づく期限の到来(県税チーム) | 1 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(コモンズ福祉チーム) | 1 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の名称の変更(コモンズ福祉チーム) | 2 |
| 生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(コモンズ福祉チーム) | 2 |
| 生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(コモンズ福祉チーム) | 2 |

公告

| | |
|---------------------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(NPO推進チーム) | 3 |
|---------------------------------------|---|



長野県告示第228号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、平成18年1月31日付け長野県告示第49号において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が平成18年1月8日から平成18年5月20日までの間に到来するものについて、平成18年5月22日とします。

平成18年4月10日

長野県知事 田中康夫

県税チーム

長野県告示第229号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成18年4月10日

長野県知事 田中康夫

病院、診療所、歯科又は薬局

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|--------------------|------------|
| 高田歯科医院 | 上伊那郡高遠町大字西高遠1791-2 | 平成17年8月1日 |
| 野々山薬局山形店 | 東筑摩郡山形村下大池3856-4 | 平成18年2月28日 |
| 後藤医院 | 岡谷市加茂町3-1-6 | 平成18年1月31日 |
| 医療法人保健同人会 田中病院 | 伊那市大字伊那4883番地 | 平成18年2月28日 |
| 医療法人土屋歯科クリニック | 佐久市布施354-1 | 平成17年4月30日 |
| 東部クリニック | 東御市田中193番地 | 平成18年1月24日 |
| 宮澤眼科医院 | 安曇野市豊科4708 | 平成18年2月1日 |

コモンズ福祉チーム

長野県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成18年4月10日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

| 名称 | 所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|--------------|--------------------|--------------|-----------|------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 小金平産婦人科皮膚科医院 | 松本市野溝西1丁目9-39 | 小金平産婦人科皮膚科医院 | 小金平産婦人科医院 | 平成17年5月1日 |
| あづみ野薬局 | 安曇野市豊科4270-3 Jビル1F | あづみ野薬局 | あずみ野薬局 | 平成17年10月1日 |

コモンズ福祉チーム

長野県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成18年4月10日

長野県知事 田中康夫

病院、診療所、歯科又は薬局

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------|--------------|-----------|
| 医療法人保健同人会 田中病院 | 伊那市大字伊那部3193 | 平成18年3月1日 |
| 宮澤眼科医院 | 大町市仁科町3163 | 平成18年2月2日 |
| 医療法人土屋歯科クリニック | 佐久市布施808-1 | 平成18年3月1日 |
| 東部クリニック | 東御市田中193番地 | 平成18年3月1日 |
| 千曲薬研(株)みのわや薬局 | 東御市県136-3 | 平成18年3月1日 |
| 医療法人文正会 小林歯科医院 | 東御市常田650-1 | 平成18年3月1日 |
| 宮澤眼科医院 | 安曇野市豊科4708 | 平成18年2月2日 |

コモンズ福祉チーム

長野県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成18年4月10日

長野県知事 田中康夫

施術者

| 氏名 | 施術者の住所 | 指定年月日 |
|------|-----------|-----------|
| 寺嶋久程 | 佐久市下越1-52 | 平成18年3月1日 |

コモンズ福祉チーム